

令和 2 年度

薩摩川内市川内まごころ文学館
年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

Sendai Magokoro Museum of Literature

目 次

I 事業概要

1 令和2年度 事業報告	1
2 生誕記念事業	2
3 展示	2
4 普及活動	4
5 施設利用	8

II 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況	9
2 資料修復	10
3 レプリカ製作	11
4 ピアノ調律	11
5 資料保存	11

III 管理・運営

1 管理・運営	13
2 川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制	14
3 川内まごころ文学館運営協議会	15
4 利用状況	16
5 決算	18

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例	19
2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	25
3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	30

*その他

1 令和2年度の歩み	32
2 職員名簿	33
3 利用案内	33
4 交通案内	34

I 事業概要

1 令和2年度 事業報告

今年度は、昨年度末から流行している新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月22日から5月6日まで臨時休館となった。そのため4月から6月まで実施予定であった名作シネマ上映会については中止、文芸講座においては、開講時期を変更して実施し、一部の講座が中止となるという変則的な運営を迫られた一年であった。

そうした中で、里見弴をはじめ、郷土ゆかりの芸術家について多くの人に知ってもらう機会をつくれたことは大変意義深いものとなった。

3月から催した特別企画展「郷土を彩る芸術家」では、3月31日で閉館する「川内文化ホール」の緞帳の原画「総親和と躍進」をはじめ、山口長男の新収蔵資料や、有島生馬の書画、武満徹や秋朱之介の限定本などを展示した。山口長男が絵付けした皿や、壺などの陶器は一般公開される事が珍しく鑑賞者の関心を惹きつけることが出来た。

毎年実施している里見弴生誕記念の企画展では、「1920年の里見弴」と題し、100年前に発表された里見弴の作品や、執筆時の暮らしぶりを漫画やイラストを交えて紹介した。

1月には、里見弴の命日である「大寒忌」に併せた展示コーナーも設置。市民に当市と里見弴の交流について紹介することが出来た。その他には、トピック展示「雑誌「改造」にみる“まぼろしの東京オリンピック”」を開催し、山本實彦が発行していた雑誌「改造」に掲載された1940年の東京オリンピック関係の記事を取り上げて紹介した。

例年好評のシネマトークでは、「実はこんなにスゴかった黒澤明の後期作品～映画「まあだだよ」&「乱」をより楽しむために」と題し、鹿児島国際大学教授の小林潤司先生と当館学芸員が上映作品についてトークセッションを行った。名作シネマ上映会、特別上映会においても、市内外から多くの方が来場された。まごころ文芸講座「名詩で味わうブンガク」では明治から大正期に作られた歌唱・童謡を取り上げ、講座生に楽しく歌いながら学んでいただけた。

教育普及活動では、第10回まごころ児童絵画展やおはなし会を開催した。児童絵画展では、子供たちに干支（牛）のイラストにぬり絵をして、壁に貼り付けてもらう体験コーナーを設置した。その他、市民団体等による美術展、写真展、作品展などが企画展示室で開催された。

令和3年度は昨年度と同様に新型コロナウイルスの感染状況を注視し、来場者への安全を第一に考えながら各種事業の充実を図っていきたい。

2 生誕記念事業

里見弴生誕記念展示「1920年の里見弴」

期 間：令和2年7月14日（火）～9月6日（日）46日間 *休館日除く

場 所：2階ホール

内 容：100年前の里見弴の暮らしぶりや、代表的長編作品のひとつ「桐畑」をはじめ、「潮風」（「改造」掲載）、「世界一」など里見文学をマンガやイラストをまじえて紹介した。

来 場 者：359名



3 展示

(1) 第14回特別企画展「THE KAIZO 100th～改造社と作家たち～」

期 間：令和2年3月17日（火）～5月31日（日）52日間 *休館日除く

（当初は5月17日までとしていたが、期間中に臨時休館が設けられたため、5月31日まで延長した。）

場 所：企画展示室

内 容：改造社設立及び総合雑誌「改造」の創刊100年にあたることから、改造社と山本實彦の歩みと各時代を代表する作家の直筆原稿や書簡といった収蔵資料を展示、紹介した。

来 場 者：127名（令和2年度に係る4月1日からの来場客数）



(2) トピック展示

雑誌「改造」にみる“まぼろしの東京オリンピック”

期 間：令和2年8月4日（火）～12月27日（日）125日間 *休館日除く

場 所：1階常設展示室

内 容：山本實彦が発行していた雑誌「改造」に掲載された1940年の東京オリンピック関係の記事について紹介。

来 場 者：877名

(3) 里見弴大寒忌コーナー

期 間：令和3年1月13日（水）～1月31日（日）17日間 *休館日除く

場 所：2階常設展示室

内 容：里見弴の命日にあわせて、薩摩川内市とのゆかりを紹介するコーナーを設置。今年度は収蔵資料から里見弴の「印章扇」を紹介した。

来 場 者：29人



(4) 第10回まごころ児童絵画展

期 間：令和2年12月5日（土）

～令和3年1月11日（月/祝）28日間 *休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：薩摩川内市内の小学生が描いた絵画の展示。

当館が顕彰する郷土ゆかりの作家里見弴の「まごころ哲学」が、子どものありのままの伸びやかな心の表現に通ずるものと考え企画し、平成23年度から実施している。

今年度は10回記念として中学生が描いた絵画も展示した。

来 場 者：716名

【体験コーナー】 干支ぬり絵

期 間：令和2年12月5日（土）

～令和3年1月11日（月/祝）28日間 *休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：令和3年の干支である牛のイラストに色を塗り、展示スペースに作品を貼った。



(5) 第15回特別企画展 「郷土を彩る芸術家たち」

期 間：令和3年3月9日（火）～5月31日（月）54日間 *休館日除く

（当初は、5月9日までとしていたが、期間中、臨時休館が設けられたので5月31日まで延長した。）

場 所：企画展示室

内 容：山口長男の初展示資料をはじめ、秋朱之介の手がけた稀覯本、武満徹の貴重な限定本など、川内ゆかりの芸術家たちの資料を紹介した。



来 場 者：62名（3月9日～令和2年度に係る3月31日までの来場客数）

4 普及活動

(1) まごころ文芸講座

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開講時期を変更して実施。

①楽しく学ぶ薩摩狂句

鹿児島弁の意味、使い方、薩摩狂句の歴史について学び、作句・鑑賞を通して薩摩狂句に親しむ講座。

また、それぞれが提出した句について、相互批評を行った。

期 間：令和2年10月～令和3年3月（全6回）

時 間：毎月第1土曜日（1月第4、3月第2土曜日）

10:30～12:00

講 師：福富 則義 先生（川内まごころ文学館元館長）

受講者総数：55名



②名詩で味わうブンガク

明治～大正期に作られた唱歌・童謡を季節ごとにとりあげ、作者や詩について学び歌う講座。

期 間：令和2年10月～令和3年2月（8、12月休講/全16回）

時 間：毎月第2・第4土曜日（11月は第3・第4土曜日。12月は第2土曜日のみ、
1月は第4土曜日のみ） 14:00～15:00

講 師：齊藤 玲子 先生（声楽家）

伴 奏：高城 真理子 先生

受講者総数：60名



③あいうえおから始める文字講座

平仮名、カタカナを基本から学ぶ。その他、文学作品の一節を用いて、文字をバランス良く書けるよう学ぶ講座。

期 間：令和2年10月～令和3年2月（全6回）

時 間：毎月金曜日（月2回※12月、2月は1回）
10:30～12:00

講 師：青崎 テル子 先生（日本習字講師）

受講者総数：110名



④源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

源氏物語を鑑賞し、現代語訳や作品背景などの解説を行う講座。全54巻のうち、「須磨」「明石」巻を取り上げる予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止。

※当初の予定

期 間：令和2年5月～10月

時 間：毎月第4日曜日（8月休講 全5回）10:30～11:30

講 師：廣尾 理世子 先生（鹿児島純心女子高等学校教諭）

⑤優しい朗読～はじめの一步～（新規講座）

はじめての人でも分かりやすく、朗読に必要な基礎（発声、間、イントネーション）を学び文学作品を楽しく声に出して味わう講座。

期 間：令和2年10月～令和3年3月（全6回）

時 間：毎月第4金曜日 10:30～12:00

講 師：浜本 麗歌 先生（朗読家）

受講者総数：69名



(2) おはなし会

幼児を対象に、読み聞かせボランティアのおはなしグループ「まごころ」によるおはなし会を開催。その後工作も実施した。また、職員による乳幼児向けおはなし会のほか、ワークショップ付きおはなし会や子ども向け特別上映と連携したおはなし会を実施した。

回 数：年3回（7月、9月、12月）

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、7月・12月は中止

日 時：令和2年9月22日（火/祝） 14:00～14:30

場 所：企画展示室

来 場 者：25名（9月 秋のおはなし会）



(3) 名作シネマ上映会

文芸名作を中心に無料で上映。毎月第3土曜日・日曜日の上映と、2回の特別上映(GW 特別上映は中止)を行った。

会場：多目的映像ホール 上映開始時間：10：00 または 13：30

定員：47名（新型コロナウイルス感染防止対策として座席を95席から47席に減らして実施）

	上映日	作品名	入場者数(人)
第1回	4月18日	わが母の記	中止
第2回	4月19日	小さいうち	中止
第3回 GW特別上映	5月2日	ペット2 /吹替	中止
第4回	5月17日	哀愁/字幕	中止
第5回	6月20日	奇跡	中止
第6回	6月21日	六月燈の三姉妹	中止
第7回	7月18日	秋日和 デジタルリマスター	2
第8回	7月19日	チルソクの夏(午前)	7
第9回	7月19日	カーテンコール (午後)	7
第10回 夏休み特別上映	8月10日	ボス・ベイビー	31
第11回	8月22日	居眠り磐音	16
第12回	8月23日	あの日のオルガン	12
第13回	9月20日	まあだだよ (シネマトーク)	36
第14回	9月21日	乱 (シネマトーク関連)	34
第15回	9月22日	麗しのサブリナ	22
第16回	10月17日	家族	44
第17回	10月18日	喜びも悲しみも幾歳月	46
第18回	11月21日	殿、利息でござる！	45
第19回	11月22日	砂の器 デジタルリマスター版	44
第20回	12月12日	東京物語	31
第21回	12月13日	ローマの休日/字幕	28
第22回 冬休み特別上映	12月20日	グリンチ/吹替	45
第23回	1月16日	隠し剣鬼の爪	27
第24回	1月17日	五瓣の椿	34
第25回	2月20日	古都	36
第26回	2月21日	伊豆の踊子	43
第27回	3月13日	引っ越し大名！	44
第28回	3月14日	子ぎつねヘレン	40
合 計			674

※4月18日、4月19日、5月2日、5月17日、6月20日、6月21日の上映は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止。

(4) 令和2年度 シネマトーク

「実はこんなにスゴかった黒澤明の後期作品～映画「まあだだよ」 & 「乱」をより楽しむために～」

日 時：令和2年9月20日（日） 13：30～16：00

場 所：多目的映像ホール

出 演：小林 潤司 氏（鹿児島国際大学教授）
財部 智美（当館学芸員）

内 容：上映作品を中心に、黒澤明監督の後期作品について
トークセッション後に「まあだだよ」を上映。

来 場 者：38名



(5) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施。

①夏休みチャレンジクイズ

期 間：令和2年7月18日（土）～8月30日（日）

参加者数：64名

②冬休みチャレンジクイズ

期 間：令和2年12月19日（土）～令和3年1月11日（月/祝）

参加者数：17名

(6) 博物館実習

令和2年度の受け入れはなし。

(7) 職場体験学習

令和2年度の受け入れはなし。

(8) 教職員地域貢献体験研修

フレッシュ研修：薩摩川内市立川内南中学校教諭 1名

期 間：令和2年8月18日（火）～8月20日（木）3日間

(9) 刊行物

①平成31年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報

②文学館たより「文学の泉」第20号、21号



▲「文学の泉」

(10) 出前講座

外部からの依頼により、以下のとおり実施した。

平佐西小学校

実施日：令和2年11月18日（水）

演題：「慈眼観の碑について学ぼう～平佐西小学校と作家 里見弴について～」

参加者数：161名（3年生153名、一般8名）

(11) その他

①無料開館

令和2年4月29日（水/祝）～5月6日（水/祝） ゴールデンウィーク

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、休館措置となった為中止

令和2年7月14日（火）

県民の日

令和2年9月19日（土）～27日（日）

敬老の日 ※65歳以上を対象

令和2年11月1日（日）～7日（土）

教育・文化週間

令和3年1月4日（月）～11日（月/祝）

お正月

②臨時休館

令和2年4月22日（水）～5月6日（水/振休） 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置

令和2年6月2日（火）

館内燻蒸

令和2年9月5日（土）～9月6日（日）

台風接近

令和2年12月29日（火）～1月3日（日）

年末年始

5 施設利用

(1) 企画展示室利用実績

利用日	利用者	内容	利用者数
令和2年 7/7～7/12	αクラブ	写真展	291人
11/3～11/7	川内美術協会	作品展	334人
10/28～11/3	川内水彩会	作品展	209人

(2) 多目的映像ホール利用実績

令和2年度は利用なし

Ⅱ 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況

(1) 種別資料収集一覧表（令和2年度）

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合や資料区分等の見直しによる資料数の増減もある。

●主な収蔵作家

【里見弴関係】

里見弴、有島武郎、有島生馬、有島武、長与善郎、那須良輔 ほか

【改造社関係】

芥川龍之介、菊池寛、谷崎潤一郎、武者小路実篤、志賀直哉、小林多喜二、横光利一、井伏鱒二、林芙美子、大佛次郎、直木三十五、石坂洋次郎、堺利彦、伊藤野枝、広津和郎、瀧井孝作、火野葦平、高村光太郎、与謝野晶子、三好達治、吉井勇、高濱虚子、室生犀星、河東碧梧桐、バートランド・ラッセル ほか

※（ ）内…令和2年度追加資料

種 別		里見弴関連	改造社 (山本実彦関係)	その他	所蔵資料実数 (合計)
特 別 資 料	原 稿	101 (2)	238 (1)	36 (0)	375 (3)
	書 簡	970 (1)	743 (0)	21 (0)	1,734 (1)
	装 丁	0 (0)	146 (0)	3 (0)	149 (0)
	書 画	173 (1)	39 (0)	38 (0)	250 (1)
	印 刷 物	170 (0)	56 (0)	69 (0)	295 (0)
	複 製	598 (2)	140 (0)	106 (0)	844 (2)
	視 聴 覚	71 (0)	43 (1)	54 (0)	168 (1)
	遺 品	321 (0)	13 (0)	61 (0)	395 (0)
	そ の 他	46 (0)	163 (0)	6 (4)	215 (0)
図 書		762 (3)	658 (1)	2,696 (13)	4,116 (17)
雑 誌		476 (13)	1,036 (0)	404 (2)	1,916 (15)
合 計		3,688 (22)	3,275 (2)	3,494 (15)	10,457 (39)

(2) 主な購入資料

作家名	種別	資料名	備考
有島生馬	書画	短冊 獨坐幽篁裡	1点
里見淳	原稿	「立腹」	21枚
里見淳	原稿	「愛と智」	20枚
内田百閒	書籍	『百鬼園戦後日記 上』	1冊
内田百閒	書籍	『百鬼園戦後日記 下』	1冊
	雑誌	『映画読本 森雅之 知性の愁い、官能の惑わし』	1冊
仲程昌徳	書籍	『宮城聡-『改造』記者から作家へ』	1冊

計 7点

(3) 主な寄贈・寄託資料

作家名	種別	資料名	備考
-	-	-	-

0点

2 資料修復

収蔵資料（直筆原稿）の紙質劣化を防ぐための修繕（脱酸性化処理）を実施。

実施日 令和2年12月16日（水）～19日（土）

(1) 脱酸化処置対象資料

注入番号	コレクション	種別	資料名	ページ数	点数
3963	K	雑誌	改造 昭和21年4月号	120	1冊
3964	K	雑誌	改造 昭和21年10月号	104	1冊
他					16冊

計 18冊

(2) 中性紙保存箱製作対象資料

注入番号	コレクション	種別	資料名	点数
7835	S	書画	「ねずみの絵」	1

1点

3 レプリカ製作

以下の作品のレプリカ・表装を作製した。

レプリカ (1)有島武書「至誠」
(2)里見弴「印影扇」

表 装 (1)有島武書「至誠」
(2)里見弴「印影扇」

計 4点

4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用ピアノ」の調律・点検を行った。

実 施 日 令和2年7月20日(月)

5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

(1) 昆虫相調査

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方策を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程 1回目 令和2年5月11日 各トラップ設置、同年6月1日回収
2回目 令和2年11月16日 各トラップ設置、同年12月7日回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した2種類のトラップ（歩行性昆虫類捕獲用インジケーター・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）によるモニタリング。

結 果 総捕獲数のうち大部分が外部侵入性の飛翔性昆虫類であった。文化財加害種の捕獲もやや見られたが、ほぼ問題のない状況であった。

考 察 1、2回目共に問題となるようなレベルではなかったが、これまで同様、外部からの侵入種の捕獲が多い状況である。外部からの資料類が持ち込まれ易い場所については、引き続き清掃・整理整頓の強化は継続して行っていく必要がある。潜伏場所を作らないように意識をして増加を抑制する処置を講じていけば良好な環境維持が可能かと思われる。

(2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実施日 1回目：令和2年5月11日

2回目：令和2年11月16日

調査方法 真菌類採取用「ペタンチェック 25」を用い、館内20の地点において落下菌を採取。

採取方法 落下法 20分曝露

結果 館内20ポイントで検査を実地したが、ほとんどのポイントが、『0:発育なし』、または極めて低レベルの数値に抑えられていた。

考察 現時点における空気環境は、ほぼ良好な状態と思われる。

(3) 防虫処理

①全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD剤（エコミュアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤）による防虫処理を実施した。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 令和2年6月1日（月） 資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業

令和2年6月2日（火） 各種機材・供試虫配置及び各部最終確認、SD剤投薬（燻蒸開始）、館内開放（燻蒸終了）、効果判定、撤収

②防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域

1F：企画展示室、書庫、収蔵庫1、収蔵庫2、展示室、図書コーナー、休憩コーナー

2F：展示室

施工日時 令和2年10月12日（月）

使用薬剤 エコミュアーFTプレート（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）

Ⅲ 管理・運営

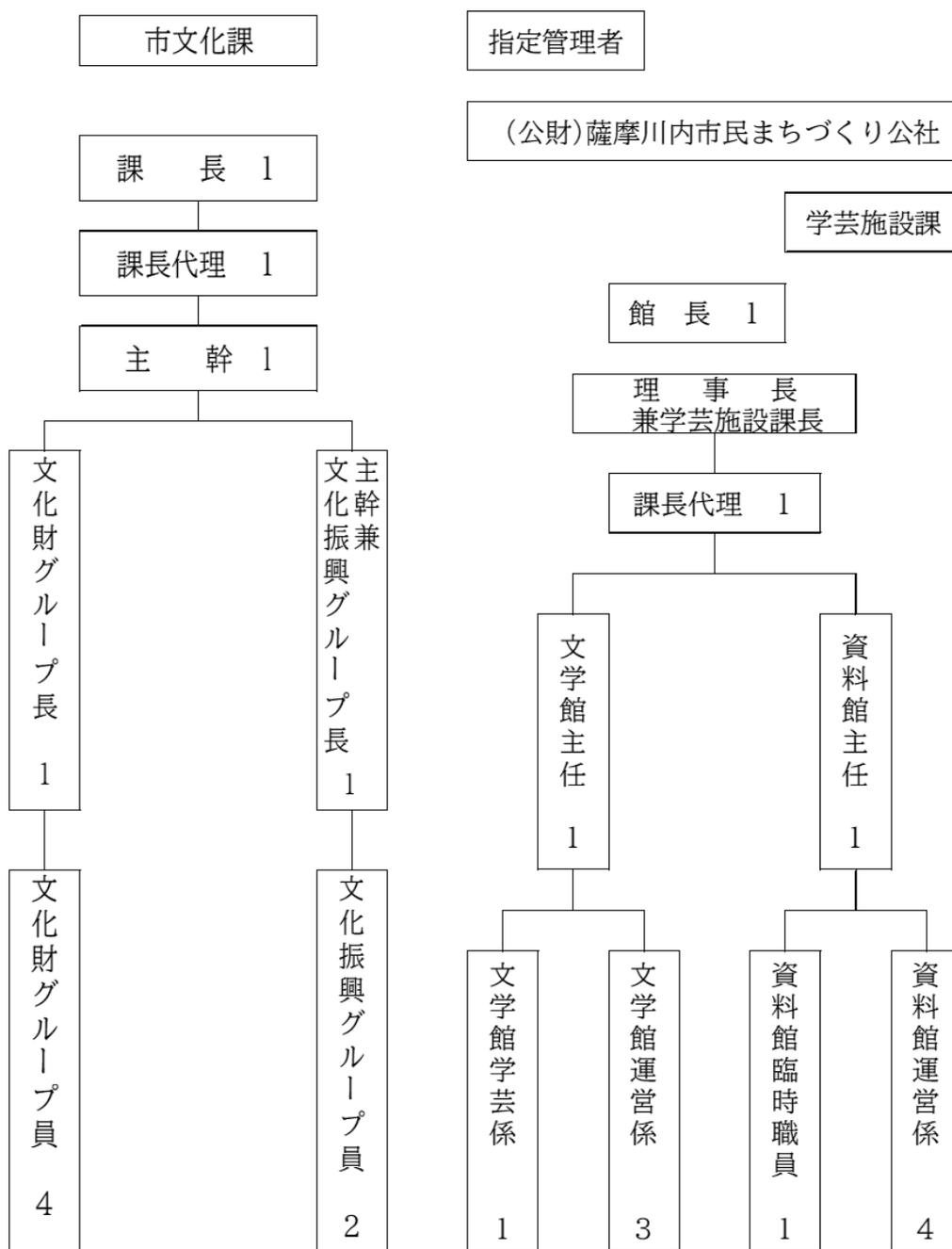
1 管理・運営

平成 16 年 4 月 1 日から、指定管理者制度により、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されている。（指定管理者制度については、P19～20 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第 4～10 条参照）

本年度は以下の修繕を行った。

- ・収蔵庫系統蒸気加湿器修繕
- ・収蔵庫系統空調機修繕
- ・ローケース硝子補修工事
- ・収蔵庫系統空調機（ヒーター）修繕
- ・収蔵庫系統空調機 V ベルト取替修繕
- ・収蔵庫系統蒸気加湿器修繕（シリンダー交換）
- ・企画展示室系統空調機室外機修繕
- ・消防設備修繕

2 川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制



(市の業務)

- ・ 事業の基本方針、計画策定
- ・ 予算案作成
- ・ 対外折衝全般
- ・ 重要資料受入
- ・ その他館業務

(指定管理者)

- ・ 施設の管理全般
 - ・ 施設の入館受付、案内
 - ・ 入館料管理、市への納入処理
 - ・ 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施
(特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
 - ・ 調査、研究
- その他市から依頼を受けた館業務

(令和3年3月31日現在)

3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館運営協議会は、川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第104号）第27条「川内まごころ文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は7名以内で任期は2年である。

運営協議会名簿

（任期 平成30年6月1日～令和2年5月31日・令和2年6月1日～令和4年5月31日）

選出区分	氏名	役職名
市内の小・中学校の代表者	池田 浩	薩摩川内市立平佐西小学校長
専門的知識及び技能を有する者	淵脇 護	公益社団法人俳人協会評議員
	川畑 清美	川内美術協会会長
学識経験者	古閑 章	鹿児島純心女子大学教授
	三島 盛武	鹿児島純心女子短期大学名誉教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学教授
上記に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者	内野 久子	社会福祉法人高城保育園長

第1回協議会

日時 令和2年8月6日（木） 14:00～15:30

議事内容 ・平成31年度事業報告について
・令和2年度事業計画に

4 利用状況

(1) 入館状況表 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

月	文学館のみ						資料館共通						共通		入館料免除			入館料無料			合計			開館日数	平均(人)	前入館者比		
	個人			団体			個人			団体			文学館のみ		共通		一般			小中高			未就学児					
	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高	バスポート	一般	小中高				バスポート	一般
4	19	0	0	19	0	0	7	3	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1	26	61	2	1	64	18	4	11.7%		
5	42	2	0	44	0	0	23	5	0	0	28	0	0	0	0	4	0	0	19	103	5	0	108	21	5	8.0%		
6	2	0	0	2	0	0	12	2	0	0	14	0	0	0	0	1	0	0	32	48	1	1	50	24	2	6.5%		
7	16	0	0	16	0	0	24	5	0	0	29	0	0	0	0	3	0	0	404	454	131	10	595	27	22	106.8%		
8	21	0	4	25	0	0	48	6	19	0	73	0	0	0	0	11	0	0	134	223	81	7	311	26	12	36.4%		
9	8	0	0	8	0	0	12	2	0	0	14	0	0	0	0	1	0	0	187	214	12	17	243	24	10	53.5%		
10	7	1	1	9	0	0	24	47	0	0	71	0	0	0	0	0	0	0	213	305	142	3	450	27	17	71.7%		
11	4	0	0	4	0	0	12	12	0	0	24	0	0	0	0	3	0	0	1,057	753	684	26	1,463	25	59	190.2%		
12	3	0	0	3	0	0	8	3	0	0	11	0	0	0	0	3	0	0	702	493	168	62	723	24	30	110.6%		
1	1	0	0	1	0	0	17	1	0	0	18	0	0	0	0	3	0	0	374	331	91	36	458	25	18	38.0%		
2	4	0	0	4	0	0	22	3	0	0	25	0	0	0	0	1	0	0	615	637	217	4	858	24	36	124.9%		
3	7	0	1	8	0	0	20	1	2	0	23	0	0	0	1	13	0	1	127	166	22	1	189	26	7	222.4%		
計	134	3	6	143	0	0	229	90	21	0	340	0	0	0	1	44	0	0	3,890	3,788	1,556	168	5,512	291	19	64.3%		

(2) 年度別入館状況表

年度	文学館のみ						資料館共通						文学館のみ		共通		入館料免除				入館料無料				合計			一日平均 開館日数	
	個人			団体			個人			団体			バスガイド 使用数		バスガイド 使用数		一般	小中高	小計	一般	小中高	小計	一般	小中高	小計	小学生	中学生		合計
	一般	バスガイド	小中高	一般	バスガイド	小中高	一般	バスガイド	小中高	一般	バスガイド	小中高	一般	バスガイド	小中高	一般	小中高	小計	一般	小中高	小計	一般	小中高	小計	一般	小中高	小計		小学生
15	1,326	131	1,457	356	0	356	773	56	829	148	0	148				898	246	1,144			66	66	3,501	433	66	4,000	52	77	
16	1,893	98	1,991	1,035	114	1,149	1,893	151	2,044	971	297	1,268				4,741	1,550	6,291			238	238	10,533	2,210	238	12,981	314	41	
17	692	71	763	951	51	1,002	842	107	949	437	196	633				5,769	1,484	7,253			229	229	8,691	1,909	229	10,829	312	35	
18	533	8	580	295	11	306	738	97	936	1,669	312	1,981	2	0	2	72	916	577	1,493	4,310	548	150	5,008	8,640	1,588	150	10,378	312	33
19	536	8	590	319	37	356	716	89	991	282	158	440	11	0	11	155	790	520	1,310	6,035	396	236	6,667	9,031	1,255	236	10,522	311	34
20	368	4	431	166	0	166	660	98	868	256	0	256	4	0	4	97	617	885	1,502	6,718	475	224	7,417	8,988	1,530	224	10,742	315	34
21	408	2	449	199	54	253	593	71	778	311	54	365	7	0	7	84	524	273	797	8,421	2,981	1,382	12,794	10,620	3,517	1,392	15,529	310	50
22	217	3	241	98	13	111	449	68	594	137	60	197	6	0	6	52	327	532	859	7,583	1,019	714	9,316	8,940	1,724	714	11,378	311	37
23	267	4	278	25	0	25	486	71	612	215	69	284	3	0	3	58	744	286	1,030	6,080	745	370	7,195	7,953	1,162	370	9,485	313	30
24	177	0	191	0	0	0	400	222	76	570	224	15	239	4	0	109	582	359	941	6,802	562	359	7,723	8,520	1,031	359	9,910	312	32
25	181	2	200	64	0	64	496	155	66	572	169	0	169	1	0	84	711	373	1,084	7,194	943	569	8,706	9,057	1,406	569	11,032	311	35
26	239	3	265	0	0	0	430	182	53	670	123	0	123	0	0	93	680	275	955	7,623	885	539	9,047	9,373	1,244	539	11,156	308	36
27	188	0	192	0	0	0	280	130	15	426	85	53	138	0	0	58	1,190	530	1,720	7,548	467	341	8,356	9,479	1,070	341	10,890	308	35
28	277	0	288	0	0	0	376	144	24	547	46	0	46	0	0	164	678	316	994	8,213	870	454	9,537	9,898	1,224	454	11,576	307	38
29	230	1	243	0	0	0	259	128	14	402	76	0	76	0	0	87	486	230	716	6,811	451	437	7,699	8,078	708	437	9,223	308	30
30	130	1	144	0	0	0	310	137	27	475	134	0	134	1	2	71	517	597	1,114	6,962	888	421	8,271	8,263	1,528	421	10,212	309	33
31	105	0	110	0	0	0	306	120	25	451	27	82	109	3	4	33	520	375	895	5,955	587	421	6,963	7,089	1,078	421	8,568	309	28
令和 2	134	3	143	0	0	0	229	90	21	340	0	0	0	1	0	44	267	827	1,094	3,020	702	168	3,890	3,788	1,556	168	5,512	291	19
合計	7,901	39	8,556	3,508	280	3,788	10,236	1,892	13,337	5,310	1,296	6,606	43	6	49	1,261	20,957	10,235	31,192	99,275	12,519	7,328	119,122	150,422	26,173	7,328	183,923	5,313	34

5 決算

(1) 歳入

- ①入館料 219,700 円
- ②企画展示室・多目的映像ホール使用料 59,220 円
- ③図録等収入 77,650 円

計 356,570 円

(2) 歳出

(単位：円)

科目	予算額	執行額	予算残額
人件費	22,689,000	18,091,602	4,597,398
報償費	76,000	69,278	6,722
諸謝金	340,000	182,400	157,600
旅費交通費	454,000	49,950	404,050
消耗品費	2,510,000	2,509,197	803
消耗什器備品費	501,000	501,000	0
印刷製本費	981,000	853,660	127,340
燃料費	50,000	24,425	25,575
光熱水費	3,929,000	3,271,389	657,611
通信運搬費	513,000	512,025	975
保険料	341,000	279,560	61,440
委託費	10,365,000	10,120,484	244,516
修繕委託費	1,064,000	1,033,505	30,495
賃借料	2,296,000	1,742,560	553,440
負担金	121,000	108,000	13,000
租税公課	6,000	4,600	1,400
会議費	1,000	0	1,000
広報費	0	0	0
著作権料	10,000	0	10,000
雑費	56,000	25,657	30,343
合計	46,303,000	39,379,292	6,923,708

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
- (2) 文学資料等に関する調査及び研究
- (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
- (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 文学館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 第 14 条第 1 項に規定する入館料及び第 18 条第 1 項に規定する使用料の収受並びに第 19 条ただし書に規定する使用料の還付に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 入館料及び使用料等の収入実績
- (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。

3 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 文学館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 教育委員会は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

第 14 条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第 1 に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(使用の許可等)

第 15 条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 16 条 教育委員会は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 17 条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 18 条 第 15 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

第 19 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用の日の 5 日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 20 条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 第 16 条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めるとき。

2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第 21 条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

第 22 条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(入館の制限)

第 23 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者

(3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(立入検査及び指示)

第 24 条 使用者は、教育委員会又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(損害賠償)

第 25 条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 27 条 教育委員会の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 28 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条又は第 15 条に規定する許可を受けずに文学館に入館し、又は文学館を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15 年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 68 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第14条関係)

区分		入館料		
		個人	団体(20人以上)	年間入館券
常設展示	大人	1人1回につき300円	1人1回につき240円	1人1年間につき600円
	小・中・高校生 (義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ。)	1人1回につき150円	1人1回につき120円	1人1年間につき300円
特別展示		1人1回につき2,000円以内で教育委員会が定める額		

備考

- 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。
- 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)に規定する薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては240円、個人の小・中・高校生にあつては120円、団体の大人にあつては190円、団体の小・中・高校生にあつては100円、年間入館券の大人にあつては550円、年間入館券の小・中・高校生にあつては250円とする。
- 未就学児は、無料とする。

別表第2(第18条関係)

1 施設使用料

区分		午前	午後	1日	夜間	冷暖房 (1時間 当たり)
企画 展示 室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円 2,850	円 2,880	円 4,400	円 —	円 300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	—	300
映多 像目 的 ホ ー ル	使用者が入場料等を徴収しない場合	2,850	2,880	4,400	2,880	300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	4,000	300

備考 「午前」とは午前9時から午後零時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「1日」とは午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時30分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区分	1回につき
映写機	500円
プロジェクター	500円

備考 「1回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを1回として算出した回数をいう。

2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館（以下「文学館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文学館の業務)

第 2 条 文学館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の運営計画及び管理に関すること。
- (2) 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会に関すること。
- (3) 資料等の収集、整理及び保存並びに展示に関すること。
- (4) 資料等の調査及び研究に関すること。
- (5) 文学館の入館許可及び入館料の徴収に関すること。
- (6) 文学館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- (7) 文学館の施設及び設備の管理に関すること。
- (8) 文学館に係る広報及び教育普及に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文学館に関すること。

(入館券)

第 3 条 薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第 13 条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第 4 条 文学館を利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が認める場合

(入館料の免除)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項の規定により入館料を免除する場合の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1 級から 4 級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人 1 人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館するとき。
- (2) 教育課程に基づく学習活動として入館する市内の小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものとして、教育委員会が認める者。

- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 前項第1号及び第3号の場合並びに同項第4号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者を除き、入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に文学館入館料免除申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、文学館入館料免除承認通知書(様式第2号)により通知する。

(入館者の制限)

第6条 教育委員会は、文学館を利用しようとする者又は利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者
- (2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理上支障があると認められる者

(館内の秩序維持)

第7条 利用者は、館内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に手を触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(使用許可等の申請)

第8条 条例第15条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3箇月前から5日前までの間に、文学館使用許可申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第21条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、若しくは使用しようとする者は、前項の申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを許可し、文学館使用許可書(様式第4号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順とする。ただし、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

(使用許可事項の変更等)

第10条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、使用日の前日までに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納入等)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第18条第1項の規定による使用料を納入しなければならない。

2 条例第 18 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 18 条第 2 項の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

(1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき。使用料を免除

(2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料(冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。)を免除

(3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料を免除

(4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料の 5 割の額を減額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 19 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、条例第 22 条第 1 項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、教育委員会の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

(施設、設備等の損傷等の届出)

第 16 条 利用者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに文学館損傷等届(様式第 6 号)により教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 条例第 25 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定するものをもって賠償することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 18 条 条例第 6 条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款又はこれに類するもの

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 文学館の管理に関する業務の収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第 19 条 市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定した場合は、文学館指定管理者指定通知書(様式第 8 号)を交付するものとする。

(資料等の寄贈又は寄託)

第 20 条 教育委員会は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書(様式第 9 号)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第 10 号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第 11 号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第 21 条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返還)

第 22 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第 23 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

第 24 条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書(様式第 12 号)により教育委員会の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

第 25 条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第 26 条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館管理運営規則(平成15年川内市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年5月19日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日教委規則第8号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日教委規則第9号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条、第5条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第7条、第9条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則第1条及び様式第2号の改正規定、第11条、第13条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務私用の承認等に関する規則第2条第1号の改正規定(「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る。)、第14条、第15条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第7条第1項第2号の改正規定、第16条、第18条、第19条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並びに第32条の規定 平成31年4月1日

3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)第 27 条に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員構成)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市内の小・中学校の代表者
- (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、薩摩川内市川内まごころ文学館において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 1 条、第 5 条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第 7 条、第 9 条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則第 1 条及び様式第 2 号の改正規定、第 11 条、第 13 条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務私用の承認等に関する規則第 2 条第 1 号の改正規定(「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る。)、第 14 条、第 15 条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 16 条、第 18 条、第 19 条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規

則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並びに第32条の規定 平成31年4月1日

* その他

1 令和2年度の歩み

(企)は企画展示室、(多)は多目的映像ホールを使用 ※その他、他団体等による施設使用有り (P8 参照)

月 日	事業内容等	月 日	事業内容等
令和2年 3月17日	第14回特別企画展「THE KAIZO 100th～改造社と作家たち」 (～5月31日)	20日	シネマトーク 映画「まあだだよ」& 「乱」をより楽しむために(多)
4月18日	名作シネマ上映会(多) ※年間を通して定期的に実施 →4月から6月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	22日	秋のおはなし会(企)
22日	臨時休館(4月22日～5月6日)	10月3日	まごころ文芸講座開始(企・多・川内歴史資料館研修室) ※年間を通して5講座を定期的に実施 →新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開講時期を変更して実施
29日	ゴールデンウィーク無料開館 (4月29～5月6日)中止	11月1日	教育・文化週間無料開館 (～11月7日)
6月2日	臨時休館(館内燻蒸)	18日	出前講座
7月5日	夏のおはなし会 中止	12月5日	第10回まごころ児童絵画展 (～令和3年1月11日)
14日	里見弴生誕記念展示「1920年の里見弴」(～9月6日)	19日	冬休みチャレンジクイズ (～1月11日)
14日	県民の日無料開館	20日	冬休み特別上映「グリーンチ」
18日	夏休みチャレンジクイズ (～8月30日)	29日	年末年始臨時休館(～1月3日)
8月4日	トピック展示 雑誌「改造」にみる“まぼろしの東京オリンピック” (～12月27日)	令和3年	
10日	夏休み特別上映「ボス・ベイビー」 (多)	1月4日	お正月無料開館(～1月11日)
18日	フレッシュ研修 (8月18日～8月20日 3日間)	13日	里見弴 大寒忌コーナー(～1月31日)
9月5日	臨時休館(～6日)(台風接近のため)	3月9日	第15回特別企画展「郷土を彩る芸術家たち」(～5月9日)
19日	敬老の日 65歳以上無料開館 (～9月27日)		

2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名		
理事長兼学芸施設課長	今吉 美智子		
館 長	徳丸 幸男		
課長代理	吉本 明弘		
主任・学芸係	財部 智美		
学 芸 係	立野 いづみ		
運営係リーダー	内西 麻紀子		
運営係	久保田 愛希	小田原 眞弓 (令和2年8月から)	有村 崇伸 (令和3年1月から)

3 利用案内

■ 入館のご案内 ■

開館時間／9:00～17:00（入館は16:30まで）

休館日／毎週月曜日（休日・祝日の場合はその翌日）

駐車場／約40台（隣接する川内歴史資料館と共通）

入館料

大 人	小・中・高校生
300円（240円）	150円（120円）

※（ ）は20人以上の団体

川内歴史資料館との共通入館券

大 人	小・中・高校生
400円（320円）	200円（160円）

※（ ）は20人以上の団体

年間入館券（年間パスポート） ※1年間有効

大 人	小・中・高校生
600円（900円）	300円（400円）

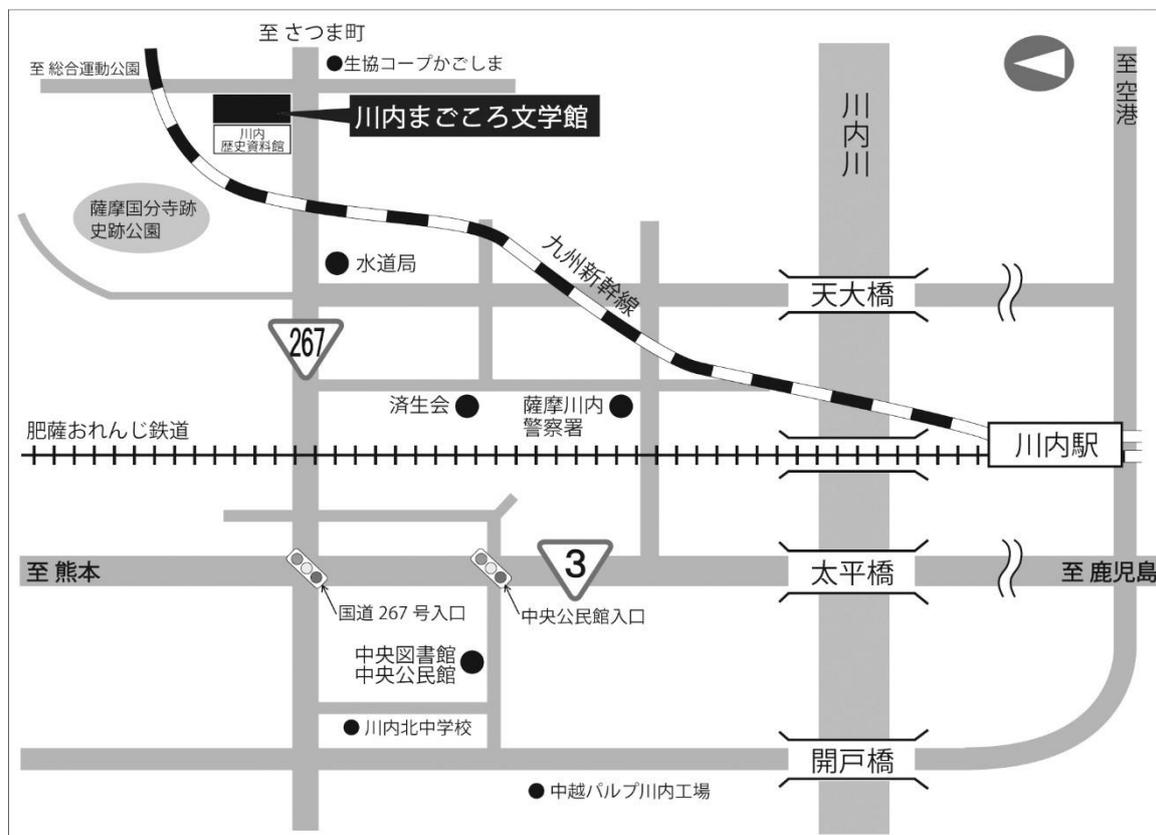
※（ ）は川内歴史資料館との年間共通入館券

※未就学児は入館無料

※土日祝日に限り、小・中・高校生は入館無料

4 交通案内

- 九州新幹線でJR博多駅からJR川内駅下車（最短約1時間10分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間10分）
- JR川内駅から車で約7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



発行日 令和3年12月

発行 薩摩川内市川内まごころ文学館

〒895-0072

鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2-6

TEL : 0996-25-5580 FAX : 0996-20-0818

ホームページ : <https://magokoro-bungaku.jp/>

eメール : magokoro@po4.synapse.ne.jp